

(公印省略)

観 誘 号 外
令 和 3年 5月 6日

大分県内宿泊事業所代表者 様

大分県商工観光労働部観光局

観光誘致促進室長 山崎 吉明

新しいおおいた旅割の停止について

平素より本県の観光行政の推進並びに「新しいおおいた旅割」にご協力いただき、誠にありがとうございます。

4月1日から新しいおおいた旅割は国の地域観光事業支援を活用して実施しており、国が示した条件に基づいて制度を運用しています。国が示した条件において、都道府県が新型コロナウイルス感染状況をステージⅢと判断した場合は旅行代金割引及び満喫クーポン利用の停止を求められています。

大分県では高い病床利用率が続くとともに、感染経路不明の新規感染者の割合が増えてきたことにより、本日、新型コロナウイルス感染状況をステージⅢと判断しましたので、新しいおおいた旅割を利用した新規予約受付を翌日の5月7日からの停止、既存予約を含む割引適用を5月10日に停止します。そこで各事業者様におかれましては、別紙のとおり、予約受付停止等の作業をお願いいたします。ただし、割引を適用しない新規の予約を妨げるものではありません。

割引の再開時期については別途ご連絡させていただきます。

ご多忙の折、誠に申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

大分県 商工観光労働部

観光局 観光誘致促進室

[TEL:097-506-2118](tel:097-506-2118)

FAX:097-506-1729

「新しいおおいた旅割」の 事業停止時の取扱いにかかる お知らせ

「新しいおおいた旅割」事務局

電話番号：0570-008-870（ナビダイヤル）

FAX：097-534-9197

メールアドレス：goto-travel-oita@jtb.com

営業時間：9:30～17:30（年中無休）

※営業時間は、今後変更になる可能性があります。

専用WEBサイト：<https://goto-travel-oita.com/>

1. 事業の停止について

「新しいおおいた旅割」は、国の地域観光事業支援を活用して実施しており、国が示した条件に基づいて制度を運用しています。

国が示した条件において、都道府県が新型コロナウイルス感染状況をステージⅢと判断した場合、旅行代金の割引及び満喫クーポン利用の停止が求められています。

本お知らせでは、事業が中止になった場合の対応等について記載しています。

【宿泊事業者・旅行代理店】

2. 新規予約の受付の停止について

「新しいおおいた旅割」を活用した新規予約の受付はステージⅢと判断した翌日から、停止してください。

※県がステージⅢと判断した場合、別途通知にてお知らせします

※割引の再開時期については、別途ご連絡します

3. 割引適用の停止について

「新しいおおいた旅割」を活用した割引適用の停止は、県が別途通知する日から停止してください。割引適用の停止は別途通知する日以前からの既存予約分についても停止の対象となります。その際、お客様への連絡等は各宿泊事業者・旅行代理店で行ってください。

またキャンセルが発生する場合は、各事業者ごとの規定に基づき、対応してください。

※お客様への対応等を考慮して、ステージⅢ～割引適用の停止までに中3日間の期間を設けます

具体例) ステージⅢ移行日：5月 6日 } 中3日間
割引適用の停止日：5月10日 }

※「新しいおおいた旅割」の事業停止に伴うキャンセル補填は県では一切行いませんので、ご注意ください

(割引適用の可否について)

旅行の形態	宿泊日	チェックアウト	割引適用の可否	
宿泊を伴う旅行	5月9日	5月10日	○	
	5月8日～5月10日	5月11日	5月8,9日宿泊分	○
			5月10日宿泊分	×
	5月10日	5月11日	×	
日帰り旅行	5月9日		○	
	5月10日		×	

【宿泊事業者】

4. 宿泊代金について

(1) 予約を引き続き続行(宿泊)する場合

①直接又はOTA経由の予約

割引前の宿泊代金又は差額(割引予定額)がお客様のご負担となりますので、各施設で追加の請求等の対応をお願いします。

※OTA経由の予約の場合、システムの関係上別途、精算処理が必要となる場合があります。精算方法については、別紙②をご覧ください。

②旅行代理店経由の予約

旅行代理店での対応となりますので、宿泊事業者での対応はございません。

(2) 予約がキャンセルとなった場合

各事業者ごとの規定に基づき、対応してください。

【旅行代理店】

5. 旅行代金について

(1) 予約を引き続き続行(旅行)する場合

割引前の旅行代金又は差額(割引予定額)がお客様のご負担となりますので、各代理店で追加の請求等の対応をお願いします。

(2) 予約がキャンセルとなった場合

各代理店ごとの規定に基づき、対応してください。

【宿泊事業者・旅行代理店、満喫クーポン加盟店】

6. 満喫クーポンの利用停止について

「新しいおおいした旅割」の割引適用の停止期間中は下記のとおり、満喫クーポンの利用を停止します。

旅行の形態	宿泊日	チェックアウト	満喫クーポンの利用の可否	
宿泊を伴う旅行	5月9日	5月10日	○（5月10日まで利用可）	
	5月8日～5月10日	5月11日	5月8,9日宿泊分	○（5月10日まで利用可）
			5月10日宿泊分	×
5月10日	5月11日	×		
日帰り旅行	5月9日		○	
	5月10日		×	

※宿泊事業者・旅行代理店においては、満喫クーポンの回収方法は別途送付している満喫クーポン取扱マニュアルを参考にしてください

新しいおおいした旅割停止時における（別紙②） 既存予約（OTA経由）の取扱

皆様にお願する事項

OTA予約においても、旅割が一時停止する旨をお客様にご連絡いただき、下記「お客様への伝達事項」を伝達の上、お客様の判断を仰いでください。システム上、予約代金の追加請求ができないため、皆様から追加請求をしていただくこととなります。あらかじめご了承ください。

お客様へのご連絡が必要となる対象の期間は最下部の表のとおりです。

お客様への伝達事項

じゃらんnet、るるぶトラベルからの予約については、下記の事項を必ずお客様に伝達してください。

※楽天トラベル経由の予約については楽天トラベル側からお客様への連絡を行います。

※じゃらんnet経由の予約についてはじゃらんnetからの連絡も行いますが、各宿泊施設からのご連絡もお願いいたします。

- ① 旅割停止時において、県からのキャンセル料補填はありません（お客様が予約キャンセルする場合のキャンセル料は各宿泊事業者の設定に基づき、お客様に請求いただくという、当初の取扱から変更はありません）。
- ② お客様が既存予約を旅割なしで続行する場合、割引額分を宿泊施設でお支払いいただきます。
なお、この際、OTA経由で予約したお客様に現地でお支払いいただいた割引額分については各社サイト予約におけるポイント付与の算定対象外となりますのでご了承ください。

予約サイト名	宿泊施設からの連絡対象となる 予約期間
じゃらんnet	5月10日～5月31日宿泊分
るるぶトラベル	5月10日～5月31日宿泊分

現地で追加徴収した割引額分の取扱

【原則】

追加徴収分は事務局への入金手続きを行う。

※OTA予約分はシステム上OTAから割引額分の入金が行われるため、各施設への入金分に不足は発生しません。

※事務局への入金の手続きは別途お知らせします。

【例外（楽天トラベル、じゃらんnetのみ）】

楽天トラベルにおいて、5月10日～5月31日宿泊分は追加徴収分を宿泊施設の収入とする。

じゃらんnetにおいても楽天トラベルと同様の措置を行う予定であるが、一部事務局への入金作業が発生する可能性がある。詳細はじゃらんnet運営会社のリクルートから連絡を行う。

※お客様が楽天トラベルを利用し、5月10日～5月31日の宿泊予約をキャンセルしなかった場合、楽天トラベル側で割引の無効化作業を行います。その際は割引額分が楽天トラベルから入金されないため、追加徴収分を宿泊施設の収入としてください。

※楽天トラベル経由で予約したお客様に現地でお支払いいただいた割引額分については、じゃらんnet、るるぶトラベル同様、予約におけるポイント付与の算定対象外となりますのでご了承ください。